

広報

# しよわ

2003(平成 15年)

12月号

No. 314

Public Relations SHOWA Town



## スポーツフェスティバル 2003

～子どもからお年寄りまで1人1スポーツを！～

11月2日(日)、押原中学校校庭において『昭和町スポーツフェスティバル 2003』が開催されました。当日はすばらしい秋晴れの下、日頃の体力づくりや、練習の成果を競いました。

## CONTENTS (おもな内容)

- 年末年始『業務案内』と『ゴミの収集』について
- 戸籍・住民票の本人確認にご協力ください
- 『やまなしエコライフ宣言』
- 水道だより (No. 59)
- 国保だより (No. 17)

青空と緑と産業のまち

# 年末年始

## 町施設の『業務案内』と『ゴミの収集』について

### ◆『町施設』年末年始閉庁・閉館・休館日◆

■は閉庁・閉館・休館日

	平成 15 年 12 月							平成 16 年 1 月					
	25日 (木)	26日 (金)	27日 (土)	28日 (日)	29日 (月)	30日 (火)	31日 (水)	1日 (木)	2日 (金)	3日 (土)	4日 (日)	5日 (月)	6日 (火)
役場一般窓口			■										
公民館・教育委員会													
総合会館・温泉	■											■	
西条・押原・常永児童館		■										■	
町立図書館		■										■	
町立温水プール		■										■	
総合体育館		■										■	
スポーツ施設			■										
自動交付機							■	■	■				

\*年末年始の休みの間でも、出生・婚姻・死亡届など、戸籍に関する届出は役場の宿日直者がお預かりします。  
また、宿日直者が常時勤務していますので緊急なご用件は（☎ 275-2111）までご連絡ください。

### ◆『ゴミの収集』年末収集最終日・年始収集開始日◆

収集地区名	12月収集最終日		1月収集開始日	
	西条地区	押原・常永地区	西条地区	押原・常永地区
燃えるゴミ	30日(火)	29日(月)	6日(火)	5日(月)
不燃ゴミ(アルミ等)	24日(水)	17日(水)	14日(水)	7日(水)
粗大ゴミ	17日(水)	17日(水)	28日(水)	28日(水)
特殊ゴミ	17日(水)	17日(水)	X	

年末は、空き缶・空きびん・新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック・ペットボトル・発泡トレイ・その他プラ・乾電池などの資源ゴミが出ますが、これらのゴミは、分別すれば資源として再生ができますので、各地区の決められた資源回収ボックスに出してください。ボックスが一杯の場合は、1月5日(月)以降にお出しください。

\*テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・パソコンは、決められた方法で処分してください。

\*その他のゴミの収集日については、14ページの「12月のこよみ」をご覧ください。

\*年末はゴミがたくさん出ますが、収集日を守ってゴミを出しましょう。

\*その他、ゴミについてのお問合せは、役場環境衛生課（☎ 275-2111 内線 226）まで



# お酒は楽しく健康的に

## ～適正飲酒 10 か条～

- ① 笑いながら共に楽しく飲もう
- ② 自分のペースでゆっくりと
- ③ 食べながら飲む習慣を
- ④ 自分の適量にとどめよう
- ⑤ 週に 2 日は休肝日
- ⑥ 人に酒の無理強いはいしない。
- ⑦ くすりと一緒には飲まない
- ⑧ 強いアルコール飲料は薄めて
- ⑨ 遅くても夜 12 時で切り上げよう
- ⑩ 肝臓などの定期検査を



作成：(社) アルコール健康医学協会  
<http://www.arukenkyo.or.jp>

■ **強い人と弱い人**  
 お酒を一口飲んだだけで赤くなったり吐き気を訴えたりする人がいる一方、どんなに飲んでも顔色が変わらない人がいます。これは多くの場合、体内でアルコールを分解する過程で生じるアセトアルデヒドを早く分解できる酵素を生まれつき持っているかどうかの違い。日本人の約半数がお酒に弱い体質です。

■ **適正飲酒の心がけ**  
 年末年始は忘年会や新年会などでお酒を飲む機会が多くなります。適度な飲酒は疲労感を解消し、食欲を増進させ、快い睡眠を促しますが、飲みすぎれば体の害に。自分に適した酒量と飲み方で、楽しく健康的な飲酒を心がけましょう。



■ **危険なイッキ飲み**  
 「イッキ飲み」のように短時間に大量の飲酒をすると、血中のアルコール濃度が急上昇し、急性アルコール中毒に陥って極めて危険です。「イッキ」や、お酒に弱い人への飲酒の強要は、死にもつながりかねない非常に危険な行為です。

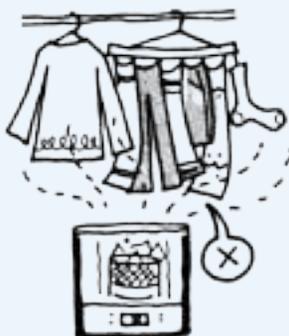
# 火をつけたままでの給油は厳禁!

## 《石油ストーブなどの安全な取扱》

本格的な冬を迎え、頻繁に暖房器具を使用する時季です。最近ではエアコンが普及していますが、ストーブを使う機会も多いことでしょう。特に石油ストーブは移動が簡単で、操作も難しくないことから一般家庭や作業所などで広く使われています。しかし、火をつけたまま給油するなど、使う人の不注意による火災も多くみられます。慣れた器具の取り扱いだからこそ、細心の注意が必要です。

ストーブの火災を防ぐために、次の主な事項に注意しましょう。

- ストーブの近くに紙、衣類など燃えやすいものを置かない。
- カーテンなどがストーブに接触しないようにする。
- ストーブの近くでヘアスプレーなどの引火の危険があるものは使用しない。
- ストーブの上方に洗濯物を干さない。
- 石油ストーブは灯油以外のものを給油しないこと。
- いつもと違うにおいがしたら、使用するのをやめましょう。
- 石油ストーブなどに灯油を補給する場合は、火は必ず消し、あふれ出ないよう注意しながら、給油中はその場を絶対に離れないこと。
- 自動消火装置付きを使用。
- 外出するときや寝る時には、必ず火が消えていることを確認する。
- 地震のときなどの振動により転倒しな



- 点検・整備を行う。
- 灯油用の容器は金属製、ポリエチレン製で、安全性に係る推奨マークおよび認定証が貼付されているものなど技術基準に適合しているものを使用し、必ず栓を締め密閉する。
- 保管場所は直射日光を避けた冷暗所とし、火気を扱う場所から遠ざけ、落下物によって容器が破損しないようにする。

## あなたの大切な戸籍、住民票を守るため 本人確認にご協力ください

最近、全国的に第三者により本人の知らない間に、婚姻届、住民票の異動届など虚偽の届出をする事件が発生し、社会問題になっています。

これらの事件では、被害に遭われた方やそのご家族の方々に大きな精神的苦痛を与え、同時に、戸籍や住民票に対する信頼性を損なうおそれがあります。

このため、町ではこのような社会情勢の中、みなさまの大切な戸籍や住民票を守るため、平成16年1月1日から戸籍の届出（婚姻・協議離婚・

養子縁組・養子離縁）および住民異動届出（転入・転出・

転居等）について、本人の確認をさせていただくため、免許証・パスポート・住民基本台帳カード等、官公署の発行した顔写真が貼付された身分証明書をみせていただきます。

す。

なお、身分証明書等で本人確認ができない場合や、夜間、土日・祝日の閉庁時でも届出（戸籍の届出のみ）はできます。

このような場合には、後日、届書中の届出人に対し、届出があつたことを郵送でお知らせしますので、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

\*本人確認の対象者は、届書を窓口を持参された方になりますので、代理人の場合も確認させていただきます。

### 問合せ

役場町民窓口課町民係

(☎)275-2111

内線215・216



## 『今川を守る会』設立総会を行いました



▲植栽の様子

去る5月17日、紙漉阿原の今川の河川内緑地（花壇）で、区民等が参加して6種類の水生植物を試験的に50鉢植えました。この事業は、山梨県の「ふるさと水と土基金」を活用し、地域住民に県と町の職員が加わり行いました。今川の花壇は、河川整備にともない良好な自然環境形成のため川の中に1.5mの幅で延長250mが設置されました。これを機会に『今川を守る会』では会員を区民に募集し、会を再編成して、10月19日に

公会堂において『今川を守る会』の設立総会を行いました。総会には約40人が参加し、目的である「今川の清流と自然を守り、ふるさとを愛する心の普及と自然保護と環境美化を推進すること」を確認し、事業計画や予算を決議しました。

今後さらに紙漉阿原地域全体の自然環境にも目を向け、自発的な自然と調和したまちづくりを期待がもたれています。



▲設立総会の様子

### 児童手当現況届の提出・認定請求 の手続きはお済みですか？

児童手当・特別給付の受給者のみなさんは、毎年6月に児童手当の現況届を提出することになっています。提出されない場合、また不備事項についての書類提出がされない場合は、6月以降の支給が差し止めになってしまいます。現況届を提出されていない受給者の方は、12月22日（月）までに役場町民窓口課児童手当係まで提出をお願いします。

#### 【手続きに必要な書類】

- 現況届 ● 印鑑
- 所得証明書  
（平成15年1月1日に昭和町に住民登録がない方のみ）
- 年金加入証明書  
（厚生年金加入者の方のみ）

また、児童手当制度をご利用されていない方は認定請求の手続きをお勧めいたします。

#### 【手続きに必要な書類】

- 印鑑 ● 銀行の通帳
- 所得証明書  
（平成15年1月1日に昭和町に住民登録がない方のみ）
- 年金加入証明書  
（厚生年金加入者の方のみ）

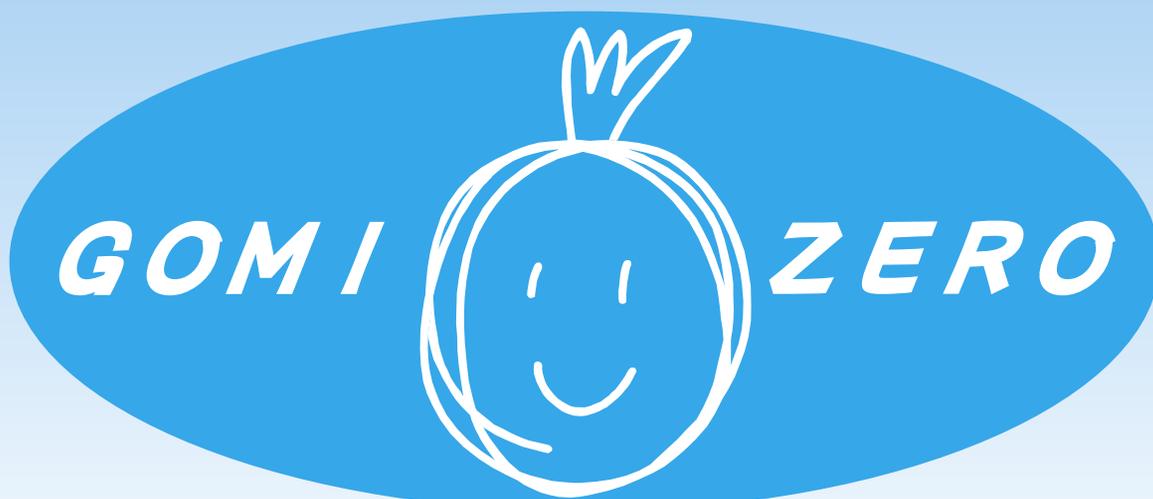
ご不明な点は、役場町民窓口課児童手当係（☎275-2111）内線218までお問合せください。

# 平成 15 年 8 月・10 月入札執行結果

契約番号	工 種	工 事 名	工事場所	工期（開始）	工期（終了）	落札業者名	契約金額
29	電気通信工事	中巨摩東部3町広域連携地域インターネット基盤整備事業工事	昭 和 町 玉 田 穂 富 町	平成 15 年 9 月	平成 15 年 12 月	タツミエンジニアリング㈱	¥120,225,000
30	建築工事	昭和町総合会館改修工事	総合会館	平成 15 年 9 月	平成 15 年 10 月	㈱松木工務店	¥5,722,500
31	その他	土地区画整理事業「地区界測量」策定業務委託	飯 喰 河 西 上 河 東	平成 15 年 9 月	平成 15 年 11 月	新 都 市 設 計 ㈱	¥20,895,000
33	土木工事	農道 222 号線道水路改良工事	河東中島	平成 15 年 11 月	平成 16 年 1 月	㈱河澄工業	¥6,510,000
34	土木工事	町道 273 号線側溝改良工事	築地新居	平成 15 年 11 月	平成 16 年 2 月	㈱平田興業	¥19,078,500
35	土木工事	紙漉阿原西村前地内排水路改良工事	紙漉阿原	平成 15 年 11 月	平成 16 年 2 月	㈱宮崎組	¥10,750,950
36	土木工事 測量設計 コンサルタント	町道 231 号線側溝改良（外 1 路線）測量設計業務委託	河東中島 築地新居	平成 15 年 11 月	平成 16 年 1 月	雄 測 量 設 計	¥2,415,000
37	土木工事 測量設計 コンサルタント	町道 25 号線側溝改良（外 2 路線）測量設計業務委託	西条二区 清水新居	平成 15 年 11 月	平成 16 年 2 月	㈱馬場建設コンサルタント	¥3,675,000
38	土木工事 測量設計 コンサルタント	村前地内水路改良（外 1 路川）測量設計業務委託	西条二区 西条新田	平成 15 年 11 月	平成 16 年 2 月	疾 測 量 ㈱	¥2,782,500
39	土木工事 測量設計 コンサルタント	農道 14 号線道路改良（外 2 路川）測量設計業務委託	河東中島 紙漉阿原	平成 15 年 11 月	平成 16 年 2 月	㈱秀建コンサルタント	¥3,255,000
40	土木工事	町道 14 号線道路改良工事（第 2 工区）	上 河 東	平成 15 年 11 月	平成 16 年 2 月	明 友 建 設 ㈱	¥15,750,000
41	下水道工事	昭和町公共下水道管渠布設工事（15-3 工区）	西条地内	平成 15 年 11 月	平成 16 年 1 月	㈱飯塚工業	¥18,690,000
42	下水道工事	昭和町公共下水道管渠布設工事（15-5 工区）	西条地内	平成 15 年 11 月	平成 16 年 1 月	㈱エリゼ建設	¥18,763,500
43	下水道工事	昭和町公共下水道管渠布設工事（15-6 工区）	西条地内	平成 15 年 11 月	平成 15 年 12 月	近 藤 工 業 ㈱	¥15,960,000
44	下水道工事	昭和町公共下水道管渠布設工事（15-9 工区）	西条地内	平成 15 年 11 月	平成 16 年 2 月	源 工 業 ㈱	¥20,769,000

※入札及び契約の過程に関する事項等については、役場総務課（☎ 275-2111 内線 208）で閲覧することができます。

一人ひとりの心がけが大きなごみの減量に



あなたのゴミ減量の取り組みを宣言しましょう！

＝ごみ減量化県民運動＝

# 「やまなしエコライフ宣言」

いま、ごみの量は増え続け、県内で1年間に出されるごみの量は約32万9千トン。一般的なごみ収集車約16万台分<sup>\*</sup>にもなります。私たちは、このごみの最終処分（埋め立て）の大部分を、県外の人々のご理解を得ながら受け入れていただいています。

ごみの減量は、私たち一人ひとりが主役です。決して難しくありません。暮らしの中のちょっとした心がけを続ければ、生活のムダと一緒にごみが減り、環境とあなたのお財布にやさしい生活を送ることができます。

県と市町村では、関係団体の協力のもと、町民、事業者のみなさんのごみ減量に向けた『やまなしエコライフ宣言』の登録を呼びかけています。

\*積載量2tで換算

## やまなしエコライフ宣言とは

ごみの減量につながるさまざまな取り組みから、県民、事業者自らが「できること」、「すでに行っていること」を選択し、その実践を社会に向けて宣言、登録していただくものです。登録された宣言者の数や事業者の取り組み内容などは継続的に公表していきます。

一人ひとりの生活に応じ、できることから取り組んでいくことが大切です。あらためて、毎日の暮らしを振り返りながら家庭や地域、職場などでごみについて話し合い、ごみの減量を宣言、実践してください。すでに活発に取り組んでいる方、これから始める方、みなさんのエコライフ宣言が大きな流れとなり、ごみ減量の環（わ）を全県に広げていきます。

●主 唱●

山梨県 各市町村

●共 催●

山梨県教育委員会 山梨県女性団体協議会 「環境首都・山梨」づくりパートナーシップ連絡会議  
環境に関する企業連絡協議会 山梨県商工会連合会 山梨県商工会議所連合会 山梨県中小企業団体中央会

●後 援●

山梨日日新聞社 山梨放送 テレビ山梨 エフエム富士 日本経済新聞社甲府支局 読売新聞社甲府支局 朝日新聞社甲府支局  
毎日新聞社甲府支局 産経新聞社甲府支局 共同通信社甲府支局 時事通信社甲府支局 NHK甲府放送局 テレビ朝日甲府支局

## 対象者

- \* 宣言は、本県に在住または通勤、通学している方を対象とします。
- \* 宣言は個人単位で行ってください。(例えば、ご家庭では、次のページの宣言・取り組み項目と登録用紙の必要分を役場まで取りに来ていただくか、またはコピーして家族それぞれが宣言・登録してください。)

## 宣言・登録方法

### ①宣言項目の選択

- \* 次のページの取り組み項目(「□」印部分)をご確認ください。自分の生活を振り返り、すで実践していることや、これから実践していく項目の「□」印をチェックしてください。
- \* 宣言項目(囲み部分)ごとにチェックした取り組み項目の数を取り組み項目数欄(囲みの右端)に書き込んでください。

### ②登録の申込み

- \* 宣言登録用紙に必要事項と①でチェックした項目数を記入して、切り離し、お住まいの(県外の方は通勤、通学先の)市町村環境担当課に持参、郵送、FAXで提出してください。
- \* 宣言項目、取り組み項目以外に実践していくことや、取り組みを実践するための具体的なアイデアなどがありましたら、登録用紙の「その他の取り組み欄」または別紙に記入してあわせて提出してください。

### ③実践

- \* ②で切り離した宣言項目の部分は、お手元に残して置いてください。チェックした取り組みを日常生活の中で実践していきましょう。(・その際、取り組みを始める前と始めてからのごみや資源物の重さや種類を調べておくと、どんなごみがどれくらい少なくなったかを確認することができより効果的です。)

### ④追加宣言

- \* 宣言登録後、さらに多くの項目を実践していくときは、追加宣言をしてください。(登録用紙、方法は同じです。)

### ☆登録申込み先

\* 登録は、町役場環境衛生課(〒409-3880 昭和町押越 542-2  
☎ 275-2111 FAX 275-2109)まで提出してください。  
(郵送、ファックス可)

○宣言者数や取り組みのためのアイデアなどを県のホームページで紹介しています。

<http://www.pref.yamanashi.jp/pref/index.jsp>

○運動全体のお問合せは、県庁環境活動推進課(☎ 223-1506)まで

### 1 買物時の宣言項目(取り組み項目)

①レジ袋の削減に努めます。

- マイバッグや買い物かごを持参し、レジ袋を断ります。
- すぐ使うものや少量の物を買う時などにはレジ袋を断ります。

1

②不要な包装紙は断ります。

- 本のカバーは断ります。
- デパートなどでも自分が使うものの包装紙は断ります。

2

②チェックした項目数を記入

### ①取り組む項目にチェック

### やまなしエコライフ宣言登録用紙

記入例

新規・追加の別(該当項目に○印)										① 新規 ・ ② 追加						
宣言者氏名 (カタカナで記入してください。)										カンキョウ タロウ						
住所の郵便番号(7 け た)										409-3880						
性別(該当項目に○印)										① 男性 ・ ② 女性						
年齢( " )										① 20歳未満 ② 20歳代 ③ 30歳代 ④ 40歳代 ⑤ 50歳代 ⑥ 60歳以上						
職業( " )										① 会社員 ② 自営業 ③ 学生 ④ 主婦 ⑤ 無職 ⑥ 公務員 ⑦ その他( )						
宣言・取り組み項目数(各宣言項目ごとに取り組む項目数を記入してください。)																
1. 買物時の宣言																
2. 使用時の宣言																
3. 排出時の宣言																
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	①	②	③	①	②	③	④	⑤
1	2	1		1	2	2			1		2		2		1	1

③『②』で記入した項目数を転記

# 『やまなしエコライフ宣言』 宣言項目・取り組み項目

\*宣言・登録方法は、前のページをご覧ください。

## 1 買物時の宣言項目（取り組み項目）

↓取り組み項目数

<b>①レジ袋の削減に努めます。</b> <input type="checkbox"/> マイバッグや買い物かごを持参し、レジ袋を断ります。 <input type="checkbox"/> すぐ使うものや少量の物を買う時などにはレジ袋を断ります。	
<b>②不要な包装紙は断ります。</b> <input type="checkbox"/> 本のカバーは断ります。 <input type="checkbox"/> デパートなどでも自分が使うものの包装紙は断ります。 <input type="checkbox"/> 贈答品などでもできるだけ包装の簡易なものとしします。	
<b>③包装が簡易な商品を優先して購入します。</b> <input type="checkbox"/> ばら売り、量り売りを積極的に利用します。 <input type="checkbox"/> トレーや化粧箱などが簡素化してある商品を選択します。	
<b>④長く使える商品を選択します。</b> <input type="checkbox"/> 使い捨ての商品は避け、繰り返し使える商品を選択します。 <input type="checkbox"/> 耐久性の高い商品を選択します。 <input type="checkbox"/> 流行にとらわれず、あきのこない商品を選択します。	
<b>⑤ごみになる量が少ない商品を選択します。</b> <input type="checkbox"/> シャンプー、洗剤など詰め替え商品を優先して購入します。 <input type="checkbox"/> びんなどの繰り返し使う容器（リターナブル容器、レンタル食器）を使用した商品を優先的に購入するとともに店頭への返却に協力します。	

----- キリトリ線 -----

### やまなしエコライフ宣言登録用紙

新規・追加の別（該当項目に○印）	① 新規 ・ ② 追加															
宣言者氏名 （カタカナで記入してください。）																
住所の郵便番号（7 け た）																
性別（該当項目に○印）	① 男性 ・ ② 女性															
年齢（ " ）	① 20歳未満 ② 20歳代 ③ 30歳代 ④ 40歳代 ⑤ 50歳代 ⑥ 60歳以上															
職業（ " ）	①会社員 ②自営業 ③学生 ④主婦 ⑤無職 ⑥公務員 ⑦その他（ ）															
宣言・取り組み項目数（各宣言項目ごとに取り組む項目数を記入してください。）																
1. 買物時の宣言									2. 使用時の宣言			3. 排出時の宣言				
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	①	②	③	①	②	③	④	⑤
その他の取り組み（宣言項目・取り組み事項以外で取り組んでいくことや、宣言を実行するための具体的なアイデアなど自由に記入してください。書き切れない場合は、別紙〔様式自由〕としてください。）																

## ⑥計画的な買物を心がけます。

- 本当に必要かよく考えて購入します。
- 食材は、使う量を考え、余分に買わないように心がけます。
- ばら売り、量り売りを積極的に利用します。

## ⑦再生原材料、再生部品を使用した商品を優先して購入します。

- エコマーク、リサイクルマークなどの環境ラベルを商品選択の基準にします。
- 成分表示を確認して、再生原材料や再生部品を使用している商品を選択します。

## ⑧中古品、レンタル品を活用します。

- 子ども用品、旅行用品など使用期間が限られるものは、レンタルショップを活用します。
- リサイクルショップや中古品店を積極的に利用します。

## ⑨小売店などのごみ減量化への取り組みを理解し、積極的に活用します。

- 「環境にやさしい買い物運動協力店」など、ごみ減量化に取り組んでいる小売店を積極的に活用します。

## 2

### 使用時の宣言項目（取り組み項目）

#### ①ごみを出さない料理（エコクッキング）を実践します。

- 食材の賞味期限を把握して、無駄なく使いきるようにします。
- 調理法を工夫して調理くずを減らします。
- こまめな調理を心がけ、作りすぎによる食べ残しを減らします。
- 地域のイベントや行楽時の食事などは、繰り返し使える食器を使用し、使い捨て食器を避けます。
- 使用済みの食用油は、石けんづくりに活用したり、燃料化事業などに提供します。

#### ②修理できるものは修理して、できるだけ長く使用します。

- 電化製品や家具などは、修理サービスを利用して長く使います。
- 定期的にメンテナンスするなど長く使えるよう、大事に使います。

#### ③紙製品の使用を抑制します。

- ふきんや雑巾を活用し紙タオル、ティッシュの使用を控えます。
- 広告の裏側はメモ用紙として活用した後、リサイクルに出します。

## 3

### 排出時の宣言項目（取り組み項目）

#### ①生ごみの減量化に努めます。

- 生ごみを出すときは、しっかり水を切ってから出します。
- 生ごみはコンポストや処理機などで処理します。

#### ②自分が使わなくなったものも捨てずに活用するように努めます。

- フリーマーケットやリサイクルショップなどを積極的に利用します。
- 衣類や家具などは、家族や近所、友人、知人などの間で交換して使います。

#### ③いらなくなったものもリフォームなど再び使う工夫をします。

- いらなくなったものもリフォームなど再び使う工夫をします。

#### ④市町村の分別区分、排出方法に応じた資源物の適正な分別排出を徹底します。

- 市町村の分別区分、排出方法に応じた資源物の適正な分別排出を徹底します。

#### ⑤住民団体や小売店店頭での自主回収に積極的に協力します。

- 住民団体や小売店店頭での自主回収に積極的に協力します。

# 水道だより

●問合せ 甲府市水道局 TEL 228-3311(代)  
FAX 228-3773  
URL <http://www.water.kofu.yamanashi.jp>

## 水道管の冬支度をお忘れなく!

～気温-4℃以下は危険信号～

水道管の凍結・破裂は、気温が上がらない日が何日か続いたり、朝の冷え込み（-4℃以下）が厳しい場合に多く発生します。

もう一度、お宅の防寒対策は万全か見直してみましょう。



凍結から守るには…

### ●水道管を保温する

発泡スチロール・布切れなどを巻いて保温。屋外の水道、温水器の露出した管やトイレのロータンの露出している水道管は、特に凍結や破裂しやすい場所です。

### ●水道管



### ●ロータンクへの給水管



この部分にも発泡スチロールを巻いてください

### ●メーターボックス



布や発泡スチロールを入れたビニール袋を、メーターが隠れないように入れてください。

### ●水抜きしておく

夜間や長い間水道を使わないときは、水抜きをしておきましょう。

水抜き栓のハンドルを右に回せばいいので

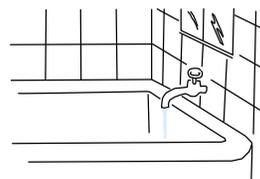


こか1つの蛇口を開けてください。

\*水抜き栓は、開・閉いっぱい止まるまで回さないと漏水する恐れがあります。

### ●水を出しておく

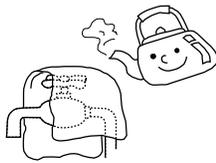
水抜き栓がないご家庭や、翌朝特に冷え込みが予想される時は、前夜から蓄の太さくらいに水を出しておきましょう。



\*浴槽などに水を溜めるようにすると有効活用できます。

### ●凍結してしまったら…

蛇口をいっぱい空け、蛇口にタオルをかぶせ、ぬるま湯をゆっくりかけて温めてください。一気に熱湯をかける、蛇口や水道管を傷めるだけでなく、やけどなど思わぬケガのもとになります。



### ●水道管が破裂したら…

水道管が破裂した時や、どうしても凍結が解けない場合は、甲府市管工事協同組合（☎228-8851）、または最寄りの指定給水装置工事業者へ修理を依頼してください。破裂した時は、止水栓・水抜き栓で、水を止めてください。

## 水道局の職員や委託されている業者を装った悪質な水道の調査・修理・検査などにご注意を!

- 突然みなさんの家を訪問して、水道の漏水調査・修理を行い、代金を請求したり、水質検査をして、高額な浄水器を売りつける。
- 複数で訪問し、一人が水道メーター等の点検を行い、もう一人がその間に家の中の金品を盗む。

### 不審に思ったら…

- ◎水道局発行の身分証明書の提示を求めてください。
- ◎水道局にお問合せください。

問合せ 営業課（内線 102～106）

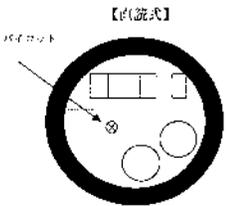


また、3階以上のビル・マンションなど受水槽を取り付けている建物の維持管理は、建物の所有者に責任があります。故障や破裂などをした場合は、建物の所有者や管理人に連絡して修理を依頼してください。

問合せ 営業課（内線102～106）

**メーターチェックで漏水を発見できます**

メーターの検針は2か月に一度です。漏水は早期に発見すれば、被害も最小限で済みます。1か月に一度くらいは、ご自身の目で点検するように心掛けましょう。



**（漏水調査方法）**

- ①ご家庭の蛇口を全部閉める
- ②メーター内のパイロットの動きを見る
- ③パイロットが回転した場合、漏水の疑いあり

**水道メーターは定期的に交換しています**

水道メーターは、計量法で8年ごとの交換が義務づけられています。交換作業は委託の水道業者が行い費用はかかりません。業務の都合上、事前通知は行っていない場合がございます。あらかじめご了承ください。

業者は、水道局発行の身分証明書を携帯していますので、不審な点がありましたらご確認ください。

問合せ 総務課（内線134）

## 山梨県心身障害者自動車燃料費助成金の請求手続きについて

平成15年度（平成15年3月～平成15年12月）の助成金の請求を次により受け付けますので、該当する場合は下記のいずれかの会場に来所のうえ、手続きをしてください。

なお、本年度より、該当年1月から12月（12か月）に変更になりました。ただし、本年については、平成15年1・2月は平成15年4月にすでに支給済みですので、平成15年3月から12月（10か月）を助成対象期間とします。

### 【助成対象者の条件】

自動車税または軽自動車税の減免を受けている者（申請済みの者）で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、または戦傷病者手帳特別・第1・第2項症に該当する者。

### 【受付日・会場（どこの会場でも受付できます。）】

*平成16年1月6日（火）	午前10時～午後3時	南アルプス市櫛形健康センター1階
*平成16年1月7日（水）	午前9時30分～午後4時	甲府市総合市民会館2階（遊亀公民館講義室2）
*平成16年1月14日（水）	午前10時～午後3時	竜王町南部公民館1階
*平成16年1月15日（木）	午前9時30分～午後4時	甲府市総合市民会館2階（遊亀公民館講義室2）

### 【当日持参するもの】

- ①身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のいずれか（減免申請済スタンプが押印してあるか確認してください。）
- ②印鑑
- ③車検証
- ④障害者名義の預金通帳（郵便局は除く）
- ⑤対象期間分の自動車燃料の給油明細書または支払証明書  
（購入者住所、氏名、購入先、量、購入年月日、領収印等があるもの）
- ⑥該当者宛通知状（整理番号確認のため）

\*都合によりいずれの受付日にも来場できない場合は、事前に連絡のうえ、平成16年1月16日（金）までに必ず手続きをしてください。この日までに手続きを行われない場合は、助成を受けられませんので、ご注意ください。また、ご不明な点がある場合にも、お問合せください。

### 【連絡・問合せ先】

峡中地域振興局健康福祉部障害福祉課（甲府市太田町9-1 ☎237-1437）

心臓の脈が速くなりすぎたり、または遅くなり、止まってしまう不整脈は突然死の原因である。急激に発症する脈の速い不整脈で一番怖いのが心室細動で、心臓を構成している沢山の筋肉が文字通り不揃いに細かく動いているので、血液を送り出すことが出来なくなり、数分以内に元に戻さなければ、脳や全身に血液が送れなくなり、死亡してしまう。この心室細動を止めるのは薬ではなく、強い電気ショックである。普通は病室にあつて大きな円盤状の電極を胸にあてて電気ショックを与えるのが除細動器で、テレビドラマなどでも見られるが、小さくして電極も除細動器も体内に埋め込むことが出来るようになり、500万円と高価な機械ではあるが、心室細動を起こす可能性の高い先天性の患者さんには、医療保険も適応され、突然死を防ぐのに役立つ。最近の新聞では、医師でない一般人が使える自動体外式除細動器の使用および公共の場での設置が許可される状況にあり、そうすれば突然気を失って倒れ



### ★『心臓突然死の治療と予防』

山梨大学医学部薬理学教室  
教授 橋本 敬太郎

た人が心室細動の場合には、その機械を患者さんの傍に持ってきて、自動的にな音声による指示通りに電気ショックを与えることが出来、命を救える可能性が高まると考えられている。一度起こってしまった心室細動は、電気ショックなどの方法でしか元に戻せないが、私は薬が心室細動を含めた危険な不整脈を起こさないように出来るかと期待して、この数十年研究してきた。一つは心室細動を起こしやすくする要因や薬物を知ることで、心臓の血管が狭くなる虚血性心疾患が不整脈を起こすので、その治療や予防をすることが心臓突然死を減らすことになる。また多くの不整脈の治療に使う薬や心電図異常を起こす薬には長い期間服用すれば長生きが出来るどころか、かえって突然死を増加させるものもあることが明らかになってきた。薬による事故を防ぐには、医師や薬剤師、看護師の指示どおりに服用し、何らかの異常があったらすぐ医師を訪ねて、薬による利益と危険性を的確に判断してもらわないと、危険である。勿論安全で予防的に虚血性心疾患での不整脈の発生を予防できる薬にも興味があり、ラットや犬では有望な薬がありそうだと感触を得ている。少なくとも若い人の心臓突然死は防ぎたいものであり、健康管理と共に、安全で有効な薬に出会いたいのは、多くの方々と同じに、薬に期待している薬理学研究者であるからである。

企画 財団法人 里仁会

## 2003 スポーツフェスティバルが開催されました



### ストラックアウト

団体優勝 ドリンカーズ  
個人優勝 武内 淳さん

### チャイルドサッカー

優勝 上河東保育園  
準優勝 押原保育園

### 子どもクラブ綱引き大会

優勝 上河東  
準優勝 上河東二区  
第3位 紙漉阿原

## まちの話題

身近な情報募集中!

知っちゃおう、  
食べちゃおう、  
スリランカ!



10月25日(土)、築地新居区公会堂において築地新居区の「生涯学習推進委員」「食生活改善推進員」「愛育会」が合同で、スリランカ出身のチャトラ・ジャワルナダさん(築地新居区在住)を講師に、スリランカのカレー作りの体験と、文化についてのお話を聞く会を開催しました。



# みんなの健康

保健・健康に関する問合せは役場いきいき健康課健康増進係  
(☎ 275-2111 内線 252・253)

## 乳

### 児健康診査

実施日	該当児	受付時間
12月24日 (水)	平成15年2月生まれ	午後1時～1時15分
	平成15年8月生まれ	午後2時～2時15分

場 所 総合会館  
持 ち 物 母子手帳・健康保険証・印鑑・筆記用具・バスタオル

## 育

### 児教室

実施日 12月19日(金)  
受付時間 午前9時45分～10時  
場 所 総合会館  
該 当 児 平成15年9月生まれのお子さん  
持 ち 物 バスタオル・母子手帳・筆記用具  
\*乳幼児健診及び予防接種の説明と予診票等の配布

## 1

### 歳6か月児健康診査

実施日 12月3日(水)  
受付時間 午後1時～1時30分  
場 所 総合会館  
該 当 児 平成14年4月～平成14年5月生まれのお子さん  
及び前回未受診のお子さん  
持 ち 物 母子手帳・1歳6か月児健康質問票・健康保険証・印鑑

## 2

### 歳児はみがき教室

実施日 12月4日(木)  
受付時間 午前9時45分～11時  
場 所 総合会館  
該 当 児 平成13年8月～平成13年10月生まれのお子さん  
持 ち 物 母子手帳・質問票・歯ブラシとコップ

## 献 血

### にご協力ください

年末年始は血液が不足することが予想されます。役場では毎年夏と冬に会場を提供して、町民のみなさまに献血のご協力をお願いしております。

実施日 12月8日(月)  
受付時間 午前9時30分～11時30分  
午後12時30分～3時30分

場 所 役場前駐車場

## 母

### 子手帳交付及び一般健康相談

日 時 12月2日(火) 午前9時～11時30分  
12月11日(木) 午後1時30分～4時  
12月18日(木) 午前9時～11時30分

場 所 総合会館

※母子手帳の交付を希望される人は、印鑑をお持ちください。  
※予防接種についてのご相談も受け付けています。

※一般健康相談は40歳以上の人を対象に血圧測定、尿検査、栄養相談などを行います。また、乳幼児の身体計測も行います。

※子宮がん検診のお申込みを受け付けています。

※印鑑をお持ちください。

※総合健診の結果報告会においていられなかった人には、結果表をお渡ししています。

## 母

### と子のすくすく相談室

～子育て中のお母さんを応援します～

日時(会場) 12月12日(金) 午前10時～正午(総合会館)  
12月17日(水) 午前10時～正午(西条児童館)

対 象 者 昭和町にお住まいの子育て中のお母さん

\*保健師がご相談をお受けします。育児についての悩みや不安がありましたら、お気軽にお出かけください。

\*総合会館で実施する日にはお子さんの身体計測も行います。

## リ

### ハビリ教室

対 象 者 町内に住む身体に障害をお持ちの人  
(脳血管疾患後遺症・整形外科疾患など)

訓練会場 総合会館 機能訓練室  
(会場まで車での送迎をいたします。)

訓練日程 12月2日(火)・10日(水)・17日(水)・25日(木)

## 高

### 齢者インフルエンザ予防接種 一部公費負担

実施期間 平成15年10月20日～平成16年1月31日  
対 象 者 昭和町に住所がある65歳以上の人、または60歳以上65歳未満の人で心臓・腎臓・呼吸器等に重い病気がある人で接種を希望する人。(ただし意思表示の困難な人は除く。)

問合せ先 役場いきいき健康課 (☎ 275-2111 内線 253)